**10　風水害の対応**

）

**１　考え方**

1. **平時より各自治体のハザードマップなどで、土砂災害警戒区域や浸水想定区域等の危険な場所を事前に確認しておくこと。**
2. **気象庁が発表する「防災気象情報」、国土交通省「川の防災情報」、テレビ、ラジオ、県災害情報ポータル等を活用し、事前に大雨や洪水、土砂災害等に関する情報を十分把握しておくこと。**
3. **臨時休業や下校等、早め早めの防災行動をとること。**
4. **安全が確認されるまで児童生徒等を学校で保護することを最優先とする。**

**⑤安全が確認された場合には、あらかじめ決められた方法での保護者への引き渡しか、教職員の指導のもとの帰宅により対応すること。**

**なお、公共交通機関の運行状況や、保護者の在宅状況などを勘案し、必要に応じて児童生徒等を学校で保護すること。**

・風水害については、天気予報や気象庁の防災気象情報など、事前の情報収集等が非常に重要となっています。

・また、都市化の進展に伴い、地下鉄、地下街などの地下空間の利用が進み、土地の持つ保水・遊水機能の減少から、内水が地下空間などへ浸水する都市型水害、あるいは集中豪雨や局地的大雨※の発生数の増加が近年の特徴となっていますので、それらへの対応も必要です。

※集中豪雨･････ 積乱雲が同じ場所で次々と発生・発達し、激しい雨が数時間継続することで起きる。

局地的大雨･･･ 単独の積乱雲の発達によって、一時的に雨が強まることで起きる。

（国土交通省HP）

**２　基本となる対応**

**（１）気象庁や自治体等が発表する正確な情報の把握に努めるとともに、関係教育委員会等と十分に協議・連携した上で、最終的な判断は、地域の状況をよく把握している学校が行う。**

・警報や注意報等の防災気象情報は、刻一刻と変化します。同一市町村内であっても、都市部・山間部・沿岸部等の地理的条件で、降水量や風の強さ等が大きく異なります。

・各学校にあっては、関係教育委員会等と十分に協議・連携した上で、地域の状況をよく把握して、最終的な判断を行うこととなります。

・また、各学校の通学範囲や通学路、通学方法等もそれぞれ異なることから、特に緊急時においては、結果的に同一地区の小学校と中学校で、異なる対応となる場合があり得ますが、こうした措置をとる場合には、関係教育委員会等との協議や報告、中学校区内の各学校、保護者等との連携を密にすることが一層重要となります。

*※留意事項*

*ハザードマップの作成や保護者・地域への周知による情報共有及び連携体制を構築します。*

*学校の地域性（校区・通学路も含めた地理的条件）によっては、がけ崩れの危険性（山間部)や高潮の危険性（沿岸部）等が危惧されることから、市町村防災担当部局等と連携し、調整・確認などを行う必要があります。*

1. **臨時休業や下校の判断は、早い段階で決定する。**

・登校前に、各教育委員会や学校で定める臨時休業に該当する警報などが発表されている場合には、児童生徒等の安全確保のため、臨時休業の措置を講じることを原則とします。（前日に臨時休業を決定した場合は、前もって保護者あてにその旨通知することや、当日の始業開始前に臨時休業を決定する場合であっても、速やかに保護者や児童生徒等への連絡がとれる体制の確立が必要です。）

・児童生徒等の在校時における下校の判断は、防災気象情報等、様々な情報を踏まえ、帰宅に要する時間等を十分に考慮した上、早い段階で決定し、躊躇なく実施することが必要です。（台風情報などから早い段階で危険が予見され、下校することを決定しながらも、給食実施後の下校を選択したことで、暴風雨のピーク時に下校時刻が重なることもあるため、給食の実施等にとらわれない速やかな対応が必要です。）

・台風や積雪等による臨時休業や授業時間の変更の措置状況、施設及び人的被害等については、教育局で取りまとめるとともに、その状況を各校にフィードバックし、情報の共有化を図ります。（調査結果は、文部科学省への報告やマスコミの取材対応等にも活用します。平成26年１月14日付け各県立学校長あて情報防災課長通知）

（参考）



・校長は、集団下校、保護者等への引渡し、待機、校外活動中の対応等については、

「地震（津波）の対応」と同様に行います。

*※留意事項*

*・あらかじめ保護者等との間で災害の規模や状況によって引き渡しの基準や条件を詳細に定めておいたり、家庭の状況を把握し、保護者の帰宅が困難になるような家庭の児童生徒等については、学校に留めるなど、混乱がないように事前の協議・確認が必要です。*

*・下校を判断する防災気象情報等の種類について、昨今の都市型水害、あるいは集中豪雨や局地的大雨の増加等を考慮し、改めて確認が必要です。*

*・警報等の種類と予想される災害を教職員が十分に理解した上で、多面的な情報を収集するため、事前に情報入手先を確認しておく必要があります。*

**（３）安全が確認されない場合は、児童生徒等を下校させない。**

・児童生徒等の在校時において、各教育委員会や学校で定める臨時休業に該当する警報などが発表され、かつ、公共交通機関等の運行や通学路等の安全が確認されない場合は、児童生徒等は学校で保護します。

・安全が確認された場合には、あらかじめ決められた保護者への引き渡しの方法か、教職員の指導のもとに帰宅させます。なお、その際は、公共交通機関等の運行状況や、保護者の在宅状況などを勘案し、必要に応じて児童生徒等を学校で保護します。

*※留意事項*

*・保護者への連絡に際しては、大規模地震時も考慮し、電話連絡のほかメール、学校ホームページの利用、民間事業者が運営するメール一斉配信サービスなど、連絡方法の複数化を図ります。*

*・児童生徒等を帰宅させた場合は、帰宅したことを確認し、学校で全体の状況を把握する必要があります。*

*・児童生徒等を保護する場合は、洪水や土砂災害等の被害を受けないよう、頑丈な建物の２階以上の、崖や沢からなるべく離れた部屋で待避してください。*

**（４）大雨が止んだ後も注意が必要です。**

・大雨が止んだ後も地盤が軟弱になっており、土砂災害等が発生しやすい状況になっていますので、土砂災害警戒区域等の危険箇所には近づかないようにします。

・地下室や道路のアンダーパスでは、浸水や冠水の深さが短時間のうちに急激に上昇する傾向があるため、浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）等を活用して、早めの安全確保行動を心がけることが重要です。また、周囲より低い場所（窪地）にも注意。

・中小河川の急激な水位上昇による氾濫や大河川の氾濫が発生するおそれがある場所では、河川水位等の現地情報とともに、水位情報や洪水警報等の各種情報も活用し、安全に避難できる早い段階で避難開始を判断することが必要です。

**（５）雷に遭遇した場合は安全な空間へ避難する。**

・雷鳴が聞こえるなど雷雲が近づく様子があるときは、落雷が差し迫っています。

・雷は、雷雲の位置次第で、海面、平野、山岳などところを選ばずに落ちます。近くに高いものがあると、これを通って落ちる傾向があります。

・グランドや屋外プール、堤防や砂浜、海上などの開けた場所や、山頂や尾根などの高いところなどでは、人に落雷しやすくなるので、できるだけ早く安全な空間に避難して下さい。

・鉄筋コンクリート建築、自動車（オープンカーは不可）、バス、列車の内部は比較的安全な空間です。

・木造建築の内部も基本的に安全ですが、全ての電気器具、天井・壁から1m以上離れれば更に安全です。

・近くに安全な空間が無い場合は、電柱、煙突、鉄塔、建築物などの高い物体のてっぺんを45度以上の角度で見上げる範囲で、その物体から４m以上離れたところ（保護範囲）に退避します。

・高い木の近くは危険ですから、最低でも木の全ての幹、枝、葉から2m以上は離れ姿勢を低くして、持ち物は体より高く突き出さないようにします。

・雷の活動が止み、20分以上経過してから安全な空間へ移動します。

**（６）竜巻が起こったら頑丈な建物に避難する。**

・竜巻は、発生予測が難しく移動速度も速いことから、発生時には迅速な対応が求められます。

・教室にいる場合は、飛来物の影響を避けるため、窓を閉め、カーテンを引き、窓ガラスからできるだけ離れます。

・教室以外の校舎内にいる場合は、風の通り道やガラスが飛んでくるのを避けられる場所に身を寄せます。

・体育授業や部活動で屋外に居る場合は、頑丈な建物に避難します。

・登下校中の場合は、屋根瓦など、飛ばされてくるものに注意し、近くに頑丈な建物に避難します。建物に避難できない場合は、くぼみ等に身を伏せ、横風を受けないようにすることが大切です。

・竜巻から身を守るためには、竜巻自体の特徴や竜巻による被害などについて理解する必要があります。児童生徒等へ事前に指導し、竜巻への理解を深めるとともに、竜巻から身を守るための行動について考える学習や様々な場面を想定した避難訓練等によって、児童生徒等が自分で判断し行動できるようにすることが大切です。

**３　日ごろから風水害に備えて【確認事項】**

**（１）平常時**

□所属職員の緊急連絡体制及び対策を整備するとともに、教職員間で情報の共有を図っている。

□大雨や洪水警報等、風水害に関する情報を迅速かつ正確に把握できる体制を整備、確認している。

□土砂災害警戒区域等を参考に敷地内の危険箇所を把握している。

□市町村等が作成しているハザードマップ等を参考に学校周辺の危険箇所を把握している。

□浸水のおそれがある場合の避難場所を校舎の２階以上の教室等に定めている。

□敷地内や建物への浸水被害を最小限に抑えるため、排水溝の清掃などの浸水防止対策を実施している。

□児童生徒等に対して、教科等を通じ、風水害に関する知識の普及や防災教育を実施している。

**（２）大雨等の発生時**

**ア　校舎内の確認（全ての棟・教室を確認）**

□①　窓の閉め忘れはないか、施錠はされているか

□②　出入口は施錠されているか

□③　ベランダに放置物等、危険なものはないか

□④　雨漏り等、問題のある箇所はないか

□⑤　屋上のテレビアンテナや避雷針等は固定されているか

**イ　敷地内の確認**

□①　門扉は固定されているか

□②　看板、横断幕等は固定（又は撤去）されているか

□③　放置物等、危険なものはないか

□④　倒木の危険はないか

□⑤　防球ネット、バックネット及びネットフェンス等に破損や危険箇所はないか

□⑥　屋外倉庫等の施錠はされているか

**ウ　防災気象情報等の状況**

□発表されている警報・注意報は何か（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

□そのピークは何時か（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

**エ　児童生徒の在校状況**

□児童生徒が在校しているか

□いない

□い　る　→　上層階等の安全な教室に避難（　　　　　　　　　　　　　　　）

**オ　通学路や学校周辺の状況**

□通学路に危険箇所はあるか

□な　い

□あ　る　→　場所　　　　　　　　　　　　　　　危険性

→　場所　　　　　　　　　　　　　　　危険性

□学校立地の地理的特徴による危険性はあるか（崖崩れ・高潮等）

□な　い

□あ　る　→　場所　　　　　　　　　　　　　　　危険性

→　場所　　　　　　　　　　　　　　　危険性

**□関係教育委員会等との協議・連絡を十分にとっているか**

**４　突発的な気象災害等の発生時の対応フロー**

【風水害における配備基準（第１次本部体制）】

大雨（土砂災害・浸水害）、洪水、暴風、暴風雪、大雪、高潮警報又は大雨（土砂災害・浸水害）、暴風、暴風雪、大雪、高潮特別警報が発表され、大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき

警報・特別警報発表

学校災害対策本部設置

（第１次本部体制）

（第１次本部要員）

気象状況の急激な変化等

・防災気象情報等の収集

・使用する資器材等の準備

学校周辺で災害危険を示す

兆候等が発生

学校周辺に

避難情報発令

〇〇地区に

・高齢者等避難

・避難指示

・学校裏山（市道〇〇線法面）に亀裂等

・校地内、学校周辺に浸水（内水氾濫）

・雷・竜巻の兆候（真っ黒な雲、雷鳴、等）

想定される事象の確認・避難判断

教職員等へ情報共有

|  |  |
| --- | --- |
| 避難先の決定 | |
| **想定事象** | **避難計画で定める避難場所** |
| 浸水 | ・校舎２階以上 |
| 土砂災害 | ・第一候補：●●会館（指定緊急避難場所）  ・第二候補：●●校舎●階（上記へ避難が困難な場合） |
| 雷・突風・竜巻 | ・校舎内の窓から離れた場所 |

　　校外避難の場合

避難経路の安全確認

避難経路・手段の決定

校内放送による避難指示　　　<放送文案No.〇>

学校災害対策本部　（第２次本部体制）（全教職員参集）

・本部長、副本部長の指示により役割分担に従って対応

県災害対策本部教育部（総務室）へ第一報

保護者に連絡

（一斉メール）

情報収集の継続

・気象情報

・地域の被災情報等

|  |  |
| --- | --- |
| 事後  対応 | ・安否確認　　　　　　　　　・引渡し・待機  ・保護者・報道対応　　　　　・教育活動の継続  ・避難所支援　　　　　　　　・心のケア |